

平成21年9月4日

第2111号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

○県議会定例会の招集（408・財政課）	1
○保安林予定森林の指定通知（409・水と緑の森づくり課）	1
○指定施業要件変更予定通知（410・水と緑の森づくり課）	1
○基本測量実施の通知（411・建設管理課）	2
○証紙売りさばき人の指定（412・会計管財課）	3
○林業種苗法による生産事業者の登録（413・雄勝地域振興局農林部）	3
○林業種苗法による生産事業者の登録の抹消（414・雄勝地域振興局農林部）	3
○林業種苗法による生産事業者の登録の変更（415・雄勝地域振興局農林部）	3

公 告

○土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）	4
----------------------------	---

公安委員会告示

○技能検定員審査の実施（86・運転免許センター）	4
○教習指導員審査の実施（87・運転免許センター）	5
○技能検定員審査の実施（88・運転免許センター）	6
○教習指導員審査の実施（89・運転免許センター）	7

監査委員公告

○公営企業会計及び病院事業会計の監査結果の公表（14）	9
-----------------------------	---

告 示

秋田県告示第408号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、平成21年9月11日に、秋田県議会定例会を秋田市に招集する。

平成21年9月4日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県告示第409号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成21年9月4日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所 秋田市河辺岩見字先立沢40
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、秋田地域振興局農林部及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第410号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年

法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

平成21年9月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 仙北市・大仙市(以上2市国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
仙北市・大仙市(以上2市国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
仙北市・大仙市(以上2市国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 仙北市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
仙北市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
仙北市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 仙北市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
仙北市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
仙北市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、仙北地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第411号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成21年9月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
基準点現況調査作業
- 2 作業を行う地域

秋田市、能代市、大館市、北秋田市、鹿角市、湯上市、男鹿市、横手市、由利本荘市、大仙市、仙北市、にかほ市、湯沢市、小坂町、五城目町、八郎潟町、井川町、三種町、美郷町及び東成瀬村

3 作業を行う期間

平成21年8月25日から平成22年3月31日まで

秋田県告示第412号

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成21年9月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
仙北郡美郷町六郷字上町21番地 美郷町長	仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 (美郷町役場千畑庁舎) 住民生活課	平成21年8月27日

秋田県告示第413号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき、公告する。

平成21年9月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所	
	氏名又は名称	住所		名称	所在地
第405号	佐藤孝吉	湯沢市相川字田畑135番地1	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	山佳園	湯沢市相川

秋田県告示第414号

次の生産事業者の死亡により、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定による登録を抹消したので、告示する。

平成21年9月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所	
	氏名又は名称	住所		名称	所在地
第285号	佐藤多市	湯沢市相川字田畑135番地1	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	山佳園	湯沢市相川

秋田県告示第415号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定に基づき、公告する。

平成21年9月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1

生産事業者

登録番号	氏名又は名称		住所	変更事項	変更前	変更後
	氏名又は名称	住所				
第282号	高橋勝三	湯沢市桑崎字中泊24番地	氏名 事業所の名称 生産事業の内容	高橋勝三 高橋勝三苗畑事業所 幼苗以外の苗木の育成	高橋正勝 高橋正勝苗畑事業所 幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	

2

登録番号	生産事業者		変更事項	変更前	変更後
	氏名又は名称	住所			
第293号	菅 忠一郎	湯沢市相川字新木野205番地	生産事業の内容	幼苗以外の苗木の育成	幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、峰浜土地改良区から申請があった定款変更について、平成21年8月27日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年9月4日

秋田県知事 佐竹 敬久

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第86号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成21年9月4日

秋田県公安委員会委員長 柴田 寛彦

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型二種）
- (2) 技能検定員審査（中型二種）
- (3) 技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成21年10月8日（木）午前10時から
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者には大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を、技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者には中型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（中型）を、技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者には普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成21年9月7日(月)から同月11日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査(二種)を受けようとする者は、22,450円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,450円から同表右欄の技能検定員審査(二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審 査 細 目	技能検定員審査 (二種)に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,950円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,750円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,200円
備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,800円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第87号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成21年9月4日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査(大型二種)
(2) 教習指導員審査(中型二種)
(3) 教習指導員審査(普通二種)

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成21年10月8日(木)午前10時から
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者には大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(大型)を、教習指導員審査(中型二種)を受けようとする者には大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(中型)を、教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者には大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(普通)を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成21年9月7日(月)から同月11日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査(二種)を受けようとする者は、13,300円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ13,300円から同表右欄の教習指導員審査(二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審 査 細 目	教習指導員審査 (二種)に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,000円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,750円
備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円を減ずる。 2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、12,500円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第88号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。

平成21年9月4日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査(大型)
- (2) 技能検定員審査(中型)
- (3) 技能検定員審査(普通)
- (4) 技能検定員審査(大特)
- (5) 技能検定員審査(大自二)
- (6) 技能検定員審査(普自二)
- (7) 技能検定員審査(牽引)

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成21年10月8日(木)午前10時から

- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成21年9月7日(月)から同月11日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

- (3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては24,700円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ24,700円から同表中欄の技能検定員審査(大型・中型)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては20,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表中欄の技能検定員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,100円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,100円から同表右欄の技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審 査 細 目	技 能 検 定 員 審 査 (大・中型)に係 る額	技 能 検 定 員 審 査 (普通)に係る額	技 能 検 定 員 審 査 (大・中・普通)以 外に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,950円	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	7,050円	6,750円	2,250円
3 教則の内容となっている事項	2,150円	1,900円	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円	1,900円	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	2,200円	1,950円	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,200円	2,000円	2,000円

- 備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては14,950円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,650円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,650円を減ずる。
- 2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては4,600円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては4,100円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,600円を減ずる。
- 3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては23,950円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては19,700円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,300円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第89号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成21年9月4日

秋田県公安委員会委員長 柴田寛彦

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査(大型)
- (2) 教習指導員審査(中型)
- (3) 教習指導員審査(普通)
- (4) 教習指導員審査(大特)
- (5) 教習指導員審査(大自二)

(6) 教習指導員審査(普自二)

(7) 教習指導員審査(牽引)

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

平成21年10月8日(木)午前10時から

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成21年9月7日(月)から同月11日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては15,650円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ15,650円から同表中欄の教習指導員審査(大型・中型)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては12,150円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,500円から同表右欄の教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審 査 細 目	教習指導員審査 (大型・中型)に 係る額	教習指導員審査 (普通)に係る額	教習指導員審査 (大・中・普通)以 外に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	4,100円	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,300円	1,350円	1,300円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円	1,250円
4 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,250円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,250円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,400円	1,200円	1,150円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては9,200円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては6,350円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては3,750円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては3,050円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては2,550円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては14,900円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,400円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては8,700円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

監 査 委 員 公 告

監査委員公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成21年9月4日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司
秋田県監査委員 樽 川 隆
秋田県監査委員 大 和 顯 治
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

監 査 箇 所	監 査 年 月 日	監 査 委 員
大館発電事務所	平成21年7月6日	鶴 田 有 司 大 和 顯 治
玉川発電事務所	平成21年7月6日	樽 川 隆 阿 部 博 昭
秋田発電・工業用水道事務所	平成21年7月7日	鶴 田 有 司 大 和 顯 治
公営企業課	平成21年7月8日	鶴 田 有 司 樽 川 隆 大 和 顯 治 阿 部 博 昭
脳血管研究センター	平成21年7月7日	樽 川 隆 阿 部 博 昭
	平成21年7月8日	鶴 田 有 司 樽 川 隆 大 和 顯 治 阿 部 博 昭
リハビリテーション・精神医療センター	平成21年7月7日	樽 川 隆 阿 部 博 昭
	平成21年7月8日	鶴 田 有 司 樽 川 隆 大 和 顯 治 阿 部 博 昭

(公営企業会計)

1 監査の対象

平成20年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

2 経営の概況

(1) 電気事業会計

ア 売電電力量及び電力料金収入実績

釜淵発電所ほか14発電所

売電電力量 403,079MWh

電力料金収入 3,237,517,493円

イ 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不用額
収 入	3,396,632,000	3,463,299,859		
支 出	3,196,492,000	3,068,984,478	0	127,507,522

資本的収支

(単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不用額
収 入	904,680,000	905,867,006		
支 出	1,357,849,081	1,309,437,501	0	48,411,580

資本的収入額（他会計からの長期貸付金償還金900,000,000円を除く。）が資本的支出額に不足する額1,303,570,495円は、減債積立金249,103,668円、中小水力発電開発改良積立金15,688,873円、過年度分損益勘定留保資金1,011,907,186円及び当年度分消費税資本的収支調整額26,870,768円で補てんしている。

ウ 経営成績

当年度の総収益は3,300,868,065円、総費用は2,930,811,652円で、差引き370,056,413円の純利益となっている。

(2) 工業用水道事業会計

ア 給水量及び給水料金収入実績

秋田工業用水道

契約給水量 57,889,970m³

実績給水量 51,011,091m³

給水料金収入 855,430,970円

イ 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不用額
収 入	948,718,000	949,031,447		
支 出	831,881,000	810,136,754	0	21,744,246

資本的収支

(単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不用額
収 入	330,000,000	330,000,000		
支 出	713,679,000	610,655,271	67,665,850	35,357,879

資本的収入額（他会計からの長期貸付金償還金100,000,000円を除く。）が資本的支出額に不足する額380,655,271円は、減債積立金198,775,272円、過年度分損益勘定留保資金162,315,663円、及び当年度分消費税資本的収支調整額19,564,336円で補てんしている。

ウ 経営成績

当年度の総収益は904,145,106円、総費用は781,349,849円で、差引き122,795,257円の純利益となっている。

3 監査の結果

監査に付された決算書類は、その調製手続及び計数に誤りがなく、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを確認した。

また、事業の運営については、経済性や公共性に配慮して行われていると認められた。

なお、監査の結果は、次のとおりである。

(1) 改善を要する事項

特に改善を要する事項はなかった。

(2) 要望事項

ア 電気事業会計

電気事業の推進に当たっては、平成18年3月に策定された『秋田県公営企業中期経営計画』（平成17年度から平成21年度までの5カ年）に基づき、人件費や設備費等のコスト削減を実施しているが、環境への負荷の少ない自然エネルギーへの期待が大きくなっていることから、今後も、一層の経営効率化に努め、電力の安定供給を図っていくことを要望する。

イ 工業用水道事業会計

工業用水道事業の推進に当たっては、平成18年3月に策定された『秋田県公営企業中期経営計画』（平成17年度から平成21年度までの5カ年）に基づき、工業用水の安定供給を果たすため、施設の改修等を計画的に進めてきているが、今後は、平成19年度から導入された指定管理者への委託業務の拡大などによる業務の効率化とともに、新規ユーザーの開拓に努力しながら給水量の増加を図っていくことが必要である。

また、旧秋田第二工業用水道に係る施設の管理を徹底するとともに、積極的にその有効活用を図っていくことを要望する。

(病院事業会計)

1 監査の対象

平成20年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

2 経営の概況

(1) 病床利用状況

区 分	病床数	一日平均患者数 (入院)	病床利用率
脳血管研究センター	床 132	人 84.9	64.3
リハビリテーション・精神医療センター	300	253.1	84.4
計	432	338.0	78.3

(2) 診療実績

区 分	患 者 延 人 員			収 入		
	入院	外来	計	入院	外来	計
脳血管研究センター	人 31,002	人 39,473	人 70,475	円 1,348,371,443	円 793,072,154	円 2,141,443,597
リハビリテーション・精神医療センター	92,385	16,287	108,672	1,714,429,259	233,542,732	1,947,971,991
計	123,387	55,760	179,147	3,062,800,702	1,026,614,886	4,089,415,588

(3) 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

区 分		予算額	決算額	繰越額	不用額
収 入	脳血管研究センター	3,695,602,000	3,696,148,473		
	リハビリテーション・精神医療センター	3,794,460,000	3,781,573,155		
計		7,490,062,000	7,477,721,628		
支 出	脳血管研究センター	3,691,631,000	3,566,258,775	0	125,372,225
	リハビリテーション・精神医療センター	3,934,219,000	3,917,185,890	0	17,033,110
計		7,625,850,000	7,483,444,665	0	142,405,335

資本的収支

(単位：円)

区 分		予算額	決算額	繰越額	不用額
収 入	脳血管研究センター	286,700,000	251,900,000		
	リハビリテーション・ 精神医療センター	0	0		
計		286,700,000	251,900,000		
支 出	脳血管研究センター	858,327,000	813,780,604	0	44,546,396
	リハビリテーション・ 精神医療センター	481,855,000	481,853,242	0	1,758
計		1,340,182,000	1,295,633,846	0	44,548,154

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,043,733,846円は、過年度分損益勘定留保資金966,372,285円、当年度分損益勘定留保資金77,361,561円で補てんしている。

(4) 経営成績

当年度の総収益は7,470,408,934円（脳血管研究センター3,690,073,280円、リハビリテーション・精神医療センター3,780,335,654円）、総費用は7,533,419,634円（脳血管研究センター3,603,055,057円、リハビリテーション・精神医療センター3,930,364,577円）で、差引き63,010,700円の純損失となっている。

3 監査の結果

監査に付された決算書類は、その調製手続及び計数に誤りがなく、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを確認した。

また、事業の運営については、予算執行の一部に改善を要する事項があったものの、総じて経済性や公共性に配慮して行われていると認められた。

なお、脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターは、平成21年4月、地方独立行政法人秋田県立病院機構へ移行し、両病院の資産とそれに対応する負債と資本は、すべて当病院機構に引き継がれている。

(1) 改善を要する事項

次のとおり改善を要する事項があったので、今後の地方独立行政法人秋田県立病院機構の事業運営において留意されたい。

両病院の医業未収金については、新規発生額が減少しているものの、依然として多額であることから、その解消に向けて、未納者の経済状態の把握を徹底し、より実効性のある債権回収策を講ずるとともに、新たな未収金を発生させないように努めていくこと。

(2) 要望事項

病院経営の改善とリハビリ医療の充実を図るため、脳血管研究センターにおける回復期リハビリ病棟の開設、リハビリテーション・精神医療センターでの休日を含む毎日訓練の実施により医業収益が増加し、純損失も前年度よりは減少した。

しかしながら3年連続の赤字となり、累積欠損金も多額となっており、依然として厳しい経営状況にある。

両病院を引き継いだ地方独立行政法人秋田県立病院機構においては、自律的かつ機動的な運営による経営改革を進め、経常収支比率を改善し、運営費交付金の抑制に資するなど、法人の「中期目標」を達成するよう要望する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号